

令和5年10月5日

各 位

株式会社増岡組

### 建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、広島県発注の「広島県立大竹高等学校校舎27号棟ほか1棟内部改修その他工事」に関して、当社従業員が広島地方裁判所から刑法違反（公契約関係入札妨害罪及び贈賄罪）により、令和5年6月23日に有罪判決を受け、刑が確定したことにより、本日、国土交通省中国地方整備局から下記のとおり建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分を受けました。

当社といたしましては、今回の処分を厳粛に受け止め、再発防止に向けた社内教育及び社内制度見直し等の対策を徹底し、法令遵守と信頼回復に努めて参りますので何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 停止の対象となる営業の範囲

全国における建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

#### 2. 期間

令和5年10月20日から令和5年12月18日までの60日間

（注1）「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。

（注2）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

以上